

令和8年3月3日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和8年3月3日
開会 14時57分 閉会 16時9分
- 2 場 所 幕別町役場3階委員会室
- 3 出席者 委員長 荒 貴賀
副委員長 田口廣之
委員 塚本逸彦 小田新紀 長谷陽子 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
保健福祉部長 亀田貴仁 福祉課長 広田瑞恵
福祉課係長 三好直美
忠類総合支所長 鯨岡 健 地域振興課長 安田奈緒
経済建設課長 吉仲有希 保健福祉課長 北原正喜
地域振興係長 市川憲一
教育部長 石田晋一 生涯学習課長 谷口英将
生涯学習課副主幹 有田泰浩
- 5 傍聴者 酒井はやみ 野原恵子 小島智恵 大 健太郎（勝毎）
- 6 事務局 事務局長 佐藤勝博 議事課長 岩岡夢貴 庶務係長 渡辺 優
- 7 審査事件および審査結果
 - 1 付託された陳情の審査について
 - (1) 議案第18号 幕別町アイヌ文化交流センター条例
 - (2) 議案第30号 幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
 - 2 所管事務調査項目について
学校教育課より義務教育学校「まくべつ学園」について、所管事務調査の申出があったことから、次回の本委員会において、開催することとした。
 - 3 道内優良市町村視察研修について
候補先、視察目的及び視察内容の提案については、3月31日(火)までに事務局へ資料等の提出をすることとした。
 - 4 次回の委員会の開催日程について
3月6日(金)の午前9時30分から開催することとした。
 - 5 その他

総務文教常任委員会委員長 荒 貴賀

◇審査内容

(14:57開会)

○委員長（荒 貴賀） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継をはじめます。

ここで、事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤勝博） 長谷委員から、本日遅参する旨の届け出を受けておりますので、報告いたします。

○委員長（荒 貴賀） これで、諸般の報告を終わります。

これより、1、付託された議案の審査についてを議題とします。

議案第18号、幕別町アイヌ文化交流センター条例及び議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての審査を行います。

審査の進め方ですが、議案の説明、質疑を行った後、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺ったうえで、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第18号、幕別町アイヌ文化交流センター条例について、理事者の説明を求めます。

○教育部長（石田晋一） 議案第18号、幕別町アイヌ文化交流センター条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の30ページ、議案説明資料の7ページをご覧ください。

先ほど、副町長からの説明と一部重複いたしますが、改めてまた説明の方をさせていただきます。

幕別町アイヌ文化交流センターは、令和4年3月に国の認定を受けた幕別町アイヌ施策推進地域計画に基づき、蝦夷文化考古館が有していた展示館機能と、千住生活館が有していた生活館機能を併せ持つ多機能型交流施設として整備するものであります。

施設の建設は、本年3月に竣工し、令和8年秋に供用を開始する予定でありますことから、本条例を制定しようとするものであります。

施設は、多様な形でアイヌ文化を通じた交流が生まれる施設であることを表現するため、名称をアイヌ文化交流センターとし、生活館展示館及び蝦夷文化考古館で構成するものであります。

生活館では、アイヌ民族の伝統行事の開催、アイヌ刺繍を施した衣服の作成など、アイヌ文化伝承活動、講習会、講座の開催によるアイヌ文化の普及啓発事業を通じて、アイヌの人々と地域住民、さらには、町内外の多くの人たちが交流することができる拠点にしようとするものであります。

展示館では、吉田菊太郎氏が収集し、蝦夷文化考古館で展示されておりました、アイヌ民具等およそ150点の展示品を常設展示室において展示するほか、企画展示室では、道内外の博物館等々の連携協力による特別展示や様々な芸術文化に関する展示会の開催を通じて、アイヌ民族の文化と歴史に対する理解と認識を深める場を提供しようとするものであります。

蝦夷文化考古館は、昭和34年建築の建物に耐震補強工事を施したもので、常態的に、観覧いただくことはしておりませんが、歴史的価値を後世に伝承して参ります。

施設概要を説明いたしますので、議案説明資料の7ページをご覧ください。

アイヌ文化交流センターの平面図であります。

図面上部は北方向、下部は南方向で、38号側であります。

図面中、青色の部分が生活館、赤色の部分が展示館であります。

施設には南側、国道側の赤い矢印で表示されております生活館のポーチから風除室1を通過して入館し、事務室で受け付けを行い、利用していただくこととなります。

後程ご説明いたします、使用料については、平面図生活館側の上段の調理室、アイヌ研修室、中段にあります、控室、伝承室。下段の研修室1 研修室2にそれぞれ使用料の設定をしております。

ホールから廊下を西側に進みますと、展示館で、南側に収蔵庫等を、北側に企画展示室と常設展示室を配し、西側開口部からは、蝦夷文化考古館を望むことができるしつらえとしております。

展示館では、常設展示室と企画展示室を展示室と観覧に供するものであり、観覧料を設定しております。

上段の主要な各室の面積表に記載の通り、延べ床面積は、青色枠の生活館が760平方メートル、赤色枠の展示館が662.59平方メートルで建設いたしました。

下段の枠にありますアイヌ文化交流センターは、1,422.59平方メートルであります。

図面に記載しておりませんが、管理人住宅を解体し、耐震補強を施しました。

蝦夷文化考古館は、42.6平方メートルであります。

なお、センターの駐車場は生活館の東側に位置し、普通車が25台、バス等の大型車が2台駐車できるほか、出入口周辺には、移動に配慮が必要な方が使用できる優先駐車スペースを2台分設けております。

それでは本条例の構成についてご説明申し上げます。

議案書にお戻りいただき、30ページをご覧ください。

第1条は設置であります。

アイヌ民族の文化と歴史に対する理解と認識を深める場や交流の機会を提供することにより、アイヌ文化の保存や伝承、さらなる振興を図るとともに、アイヌ文化との触れ合いを通して、多様な交流を促進し、アイヌの人々と地域住民の生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与するため、設置すると定めております。

第2条は名称及び位置であります。

名称は幕別町アイヌ文化交流センター、幕別町字千住113番地4であります。

第3条は、施設の構成であります。

センターは、生活館展示館及び蝦夷文化考古館で構成すると定めております。

ここで、追加でお配りしました、資料の方をご覧くださいと思います。

幕別町アイヌ文化交流センター、アイヌ語名称とロゴマークについてご説明申し上げます。

1、目的についてであります。幕別町のアイヌ文化や、伝統を広く発信するため、空間全体と施設に、アイヌ語による名称、アイヌ文化拠点空間を象徴するロゴマークを策定し、事業の広報周知等に活用しようとするものであります。

2、アイヌ語名称であります。施設を含む空間全体、展示館、生活環それぞれにアイヌ語の名称を設定しております。

空間全体は、チロット、鶏が集まる沼という意味であります。展示館はウチャシクマ、言い伝えという意味であります。生活感はネウサル、喜ぶ、嬉しい、明るい、朗らかという意味であります。いろいろな方が集まり、生活館等でこういったことができればという意味でつけられた名称であります。

3、ロゴマークであります。

幕別町をアイヌ文様を使用したロゴマークで表現しているものであり、アイヌ語名称とあわせて、今後の広報周知等に活用しようとするものであります。

議案書にお戻りいただき、30ページをご覧ください。

第4条は、アイヌ文化交流センターの行う事業を定めております。

生活館では、アイヌの人々や地域住民に対し、生活改善に関する講習会等の実施のほか、アイヌ民族の伝統行事の開催、アイヌ刺繍衣の作成などのアイヌ文化伝承活動、講習会、講座の開催によるアイヌ文化の普及啓発事業を行うものであります。

また、展示館では、アイヌ民族の文化及び歴史に関する資料の収集及び保管、展示を行うものであります。

31ページをご覧ください。

第5条は、使用時間及び休館日であります。

教育委員会が別に定める旨を規定しております。

規則において定めようとするものでありますが、センターの使用時間を生活館においては、原則午前9時から午後5時まで。予約がある場合には、午後10時までとし、展示館においては、午前9時から午後5時までとして、休館日を火曜日及び年末年始とする予定であります。

第6条は使用手続き等であります。

生活館の使用に係る手続き等は、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の規定によるものとし、ただし、使用料は別表1で定めるとするものであります。

なお、第2項に定める使用料の減免については、公の施設の使用料等に関する条例で、町が自ら使用する場合や、町内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校中学校及び高等学校が、町が認める行事のために使用する場合など、減免の範囲を定めておりますが、センターの事業に係る団体の使用についても、減免とする予定であります。

第7条は観覧料であります。

展示室の観覧料は別表2で定めるとするものであります。

なお、第2項に定める観覧料の減免は規則で定めようとするものでありますが、ふるさと館及びナウマン象記念館と同様に、町内に住所を有する65歳以上の方や、心身障害者その付き添いの方については、減免とする予定であります。

少し飛びますが34ページをご覧ください。

下段の別表1は、生活館の各室の1時間当たりの使用料を定めております。

使用料は、令和4年2月に策定しました、使用料手数料の見直しに関する基本方針に基づき、1室当たりの貸し室等の使用料として算定したものであり、次のページになります。1時間につき伝承室の使用料を300円。その他の部屋については、使用料を100円と定めるものであります。

別表2は、展示室を個人団体共通利用券の区分ごとに1人1回の観覧料を定めております。

展示室の観覧料は、ふるさと館やナウマン象記念館と同じく使用料手数料の見直しに関する基本方針に基づいた統一的な算定方法によらないものでありますことから、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館及び道内類似施設の料金を参考に1人1回につき個人を300円、10人以上の団体を200円、共通利用券を個人500円、団体300円と定めるものであります。

備考1をご覧ください。

高校生までを無料としております。

備考2、3のとおり、共通利用券は、30日間有効のアイヌ文化交流センター、ふるさと館と忠類ナウマン象記念館の3施設を利用することができる利用券であります。

31ページにお戻りください。

第8条は、入館制限を、第9条は損害賠償を定めております。

第10条は、管理の代行等であります。

次のページに跨りますが、管理運営上必要があると認めるときは、センターの管理を指定管理者に代行させることができる旨を定めております。

第11条から33ページの第14条までは、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金業務等を定めております。

第15条は委任規定であります。

附則についてであります。

第1項はこの条例は教育委員会規則で定める日から施行するとするものであります。施行日は本年秋を予定しております。

第2項は、準備行為を規定しております。

第3項は、指定管理者の指定を行う場合の経過措置を定めております。

第4項と34ページの第5項は、幕別町ふるさと館条例の一部改正と、幕別町忠類ナウマン象記念館条例の一部改正であります。

アイヌ文化交流センターの設置に伴い、利用者の区分、単位及び料金を3施設とも同一のものとし、加えて、共通利用券を新たに追加し、3施設の利用促進を図ろうとするものであります。

幕別町ふるさと館と幕別町忠類ナウマン象記念館の入館料を定める別表をそれぞれ改め、アイヌ文化交流センターの入館料と同様とするものであります。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

幕別町アイヌ文化交流センター条例の制定に伴って、附則により一部改正する幕別町ふるさと館条例の該当部分、別表の新旧対照表になります。

別表は幕別町ふるさと館の入館料を定めるものであります。

左側の現行条例では、これまで個人を一般200円、小学生及び中学生100円、10人以上の団体を、一般160円、小学生及び中学生80円と定めておりましたものを、右側の改正条例では、1人1回につき個人の入館料を300円に、10人以上の団体を200円に、共通利用券を個人500円、団体300円に、備考1で18歳以下を無料に改めるものであります。

議案説明資料の9ページをご覧ください。

幕別町忠類ナウマン象記念館条例別表の新旧対照表になります。

これまで個人を300円、小・中学生200円、10人以上の団体を一般200円、高校生150円、小中学生100円と定めておりましたものを、ただいま説明いたしました幕別町ふるさと館と同様に改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀）説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 質問をさせていただきます。条例に関わってです。

今後、収益化というものも図っていかねばいけないのだろうなというふうに思っております。もちろん、入館料だけでは、運用費用が賄えないというのは重々承知済みでありますし、そういった施設ではないということも理解しているところであります。とはいえ、いろんな形での収益というのを考えていかれるのではないかと思います。そうした中で、ありとあらゆるアイデア等、方法がこれからどんどん予想もしてないような、わくわくするような収益化の事業が増えてくればいいんだろうなというふうに思うのですが、それに対応するような条例として、これは条例上できないといったものが生じてしまうと、少しもったいないなと思っております。具体的に言いますと、講座等も、有料講座になるのでしょうかね。そういったものの参加料であったり、物販であったりとか、飲食提供とか、そういったものも考えられるのかなというふうに思いますし、もう少し飛んだ話になると、例えばアルコール提供であったりとか、宿泊を伴うようなイベントとかですね、そういったものも魅力化としてはありえるのかなと思っておりますが、そういったありとあらゆることに対して、適用できるような条例という押さえでよろしいのかどうかということですね。特にこだわっているわけではないですけれども、百年記念ホールですと、研修施設ということで、アルコール提供ができないというようなお話もありました。そういったことも含めてアルコールありきということではないんですけれども、そういったことも含んだ条例として考えられるのかどうかということについて、質問させていただきます。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） ご質問の趣旨は理解いたしますが、あくまでも公の施設でありますので、できることとできないことというのは当然出てくるかと思えます。収益を行うような事業に取り組むことは、この条例上問題ないですし、地方自治法上も問題ないです。ただ、別途料金は、公の施設に関する使用条例に別に定めているものがありますので、それに従って割増の料金をいただくような形になるかというふうに思います。いずれにいたしましても、直営でやる場合の収益のあり方もそうですし、今後将来を見据えた場合、指定管理者が入って管理していただく場合にもっと柔軟にできるような条文にはなっておりますので、それはあくまでも法律上の範囲と条例の中の範囲内ですけれども、その中でできる範囲で対応していきたいと思えます。

○委員長（荒 貴賀） 小田委員。

○委員（小田新紀） わかりました。繰り返しになってしまうのですが、確かに絶対にできないことというのはあるのかなと。それも今私も逆に絶対にできないことというのは思いつかないんですけれども、ただ住民や職員の皆さんであったりとか、先ほど申し上げた指定管理がもしされるようなときに、その指定管理者のアイデアであったりとか、より生かされるような施設であつたらいいなというふうに思うので、そういったことを汲んで、もし、今の条例の中でちょっと引かかるようなものがあれば、ご検討いただければなというふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 例えばなんですけれども、11条の4項で、指定管理者の料金を定める条項を定めております。これは指定管理者になって、別表で利用料金設定をしていますけれども、教育委員会と協議の結果、料金設定を変えることができるというのは規定になっておりますので、そういったところでの対応も今後できるのかなと思っております。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。他に質疑のある方いらっしゃいますか。

中橋委員。

- 委員（中橋友子） 一つは第3条に、最初の議案書には蝦夷文化考古館は入ってなかったですけども、修正されましたよね。当然だなというふうには思うんですが、このセンターの次の施設をもって構成するというので、生活館展示館はわかりました。蝦夷文化考古館というのは、歴史的価値を伝承するという位置付けで定められた。もちろんこれも、それぞれ見学する対象で、中に入って見学が可能なのかどうか。それでこういうふうに位置付けられているんでしょうか。それと、今料金のことがありましたけれども、一定整理されて、どの施設も同じになったということはよかったですというふうに思います。特に今まで、小学生の有料がどうなのかという思いはあったものですから、18歳まで無料ということは改善されたと思うんですけども、年齢いった方とかもありましたけれども、町民割引ということは検討されているんでしょうか。例えば、今のと少し関連してきますけれども、いろんな催し物をやりたいと。これの企画でね。そういった場合に、町民の方に参加して来ていただくという取り組みのときには、当たり前にはやはり料金を払ってやっていかなければいけないのかなと思うので、その辺はどうでしょうか。それと、これは聞いてもいいかな。運営にあたってですが、指定管理を目指しているのだなということが、条文を見ていてわかるんですけども、指定管理を受けていただくところは非常にご苦労されているのではないかとはいえますけれども、見通しはどうかでしょうか。まずその三点伺います。

15 : 21

（長谷委員入場）

- 生涯学習課長（谷口英将） まず蝦夷文化考古館ですけども、観覧ができるのかどうかということですが、基本的には今耐震工事をしております。提案説明でもちらっと触れさせていただいておりますけれども、常態的に観覧することは今考えておりませんが、様々な機会を通じて、中を見学していただくですとか、そういったことは今後可能になるのかなというふうに考えております。それと、料金の町民割引の関係ですけども、別表に定めてる料金は、町民町外とかかわらず、一律にご料金をいただくというふうに考えておりますが、今提案説明で今後規則で定める場合に、町内の町民の65歳以上の方は無料にするというふうな形で、これはふるさと館もナウマン象記念館も同じであります。そのような形で対応して参りたいなというふうに考えております。それと、指定管理者の方向性ですけども、前に塚本議員の一般質問にもお答えをさせていただきましたが、現体制ではそれを担う団体の人員体制等からですね、すぐに指定管理に移行するというのは難しいのかなと考えております。ただ、当面は直営で運営をしていくんですけども、今後、運営に携わっているいろんな講座ですとか、そういったものにご協力をいただきますので、そういうところからですね、ノウハウを学んでいただいて、町と一緒に、協力して運営をしていけるような実績を積み上げてですね、将来的には、いつになるかわからないですけども、できるだけ早い時期にですね、関連団体に指定管理ができたらなというふうに考えております。以上です。

- 委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

- 委員（中橋友子） そういうふうにできたらいいですね。そこに繋がっていくことなんですけれども、いわゆるどなたが常駐されていて、常に訪れた方がその目的を達成

できる、満足できる、そういう施設であってほしいと思うのですよね。とりわけ、歴史的価値が高いだけに、そういった専門の研究されている方も含めて、随分今までも来訪者が多かったと思います。この秋からスタートするわけですがけれども、その時には、今の描いている状況で、例えば、学芸員の方たちは常駐されるのか。いろんな方たちに答えうる体制というのは、どのぐらい整えて出発しようとしてるのか。初めが大事だと思うので、描いていることをお示しいただきたいと思います。ちょっと条例とは少し離れましたけれど、答えていただければお願いしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 具体的な運営の体制のあり方なのかなと思いますけれども、今現在アイヌの専門課程を学んできた学芸員を4月から配置する予定で考えております。さらにはこの議会でご審議をいただく新年度予算にも、地域おこし協力隊の人件費ですとか、各種アイヌ文化の企画運営を、先ほどの指定管理と関係するんですけども、そういった各種講座等を企画運営するような委託料も計上して、そういった関連団体にも協力をいただきながら運営をしていきたいというふうに考えております。繰り返しになりますけれども学術的な価値の高い吉田菊太郎氏が集めていただいているいろんな民具をですね、わかりやすく説明できるような、そしてよくわかっていただくようなですね、形の運営体制を整えて参りたいというふうに考えています。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 料金の件ですけれども、300円という、先ほどの、町民割引の件があったのですが、逆にもう少し高くてもいいのではないかなと僕は思っていました。ある程度今の時代に合わせて、町外の方はそちらの値段で、町民の方は300円ぐらいでもいいのかなという考えもあったり、あと、年間パスポートみたいなものも作ったらもっと来やすいのではないかなという気もしました。それからもう一点、研修室に関してですけれども、これは百年記念ホールとかコミプラのようないろんなものに使えるのか。もしくは、アイヌ関連のものに限定するのかなといった縛りは特には設けてないのか。その辺をお伺いいたします。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 料金の設定についてであります。アイヌ文化交流館は指定の博物館法に基づく博物館ではないですけれども、基本的には法律上博物館法では無料の原則というふうにされております。ただ、維持管理が必要な場合は入館料を取ることができるということで、様々な施設が入館料設定されている現状であります。我々も料金設定するにあたっては、道内の類似団体を参考にさせていただきまして、やはり、300円よりも若干料金設定が高いのかなというところが多い状況でありました。ただ、地域の資料館としてより気軽に住民の方や町内会の方々に来てもらうためにですね、料金設定については、ワンコインというよりも300円程度という形です。料金の設定をさせていただいているところであります。それと研修室ですね、こちらにつきましては、名称にもありましたように、様々な方が交流していただく場がありますので、アイヌのことに限定されず、いろんな方が利用できるというものであります。年間パスポートについてはですね、そこまでの検討には至ってないのですが、3館の共通利用券ということでまず始めようということで、30日間、今後もし指定管理とかになってればそういった料金設定も可能になるのかなと思いますけど、まずは、共通利用券、30日間ということで設定をさせていただいております。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。塚本委員。

- 委員（塚本逸彦） よくわかりました。年間パスポートも今後も考慮があるということなのですが、ぜひ、年パスがあるとやはり入りやすい部分があったり、特に町民の方とか、それから3個もあるとなかなか距離あるので、そちらもあってもいいと思うんですけども、アイヌ文化施設に人を集めるというよりも、みんなが来やすい場にしてもらおうということも一つの目的だと思いますので、集めるより集まるような場所になってくれたらいいなと思います。年パスは料金設定もあると思いますけれども、その辺も検討していただければと思います。
- 委員長（荒 貴賀） 他に質疑のある方いらっしゃいますか。よろしいですかね。なければ、議案第18号に対する質疑は以上で終了いたします。説明員の方どうもありがとうございました。説明員が退席しますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、議案第30号幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、理事者の説明を求めます。
忠類総合支所長。
- 忠類総合支所長（鯨岡 健） 議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきまして、提案の理由をご説明させていただきます。
過疎地域持続的発展市町村計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の定めに基づき、策定しているものでありまして、現計画の根拠となっております同法は、令和3年4月から10年間の時限立法として施行されております。
現在、道内におきまして、179市町村のうち、22市、117町、13村の合計152市町村で、割合で申し上げますと、84.9パーセントが、管内においては、帯広市、音更町、芽室町、士幌町、中札内村を除く14町村、73.7パーセントが過疎地域の町村として公示されているところであります。
本計画は忠類地域において、切れ目なく総合的かつ計画的な対策を講じるという観点に加え、本計画に事業を位置づけることによって、過疎対策事業債の発行が、可能となりますことから、重要かつ有効な計画であり、北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、令和8年度から12年度までの5年間の計画期間とする新たな幕別町過疎地域持続的発展市町村計画を、本議会におきまして議決をいただき、策定しようとするものであります。
幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の、1ページをご覧ください。
1、基本的な事項では、(1)過疎地域の概況を、3ページになりますが、下段に(2)人口及び産業の推進と動向。
また、5ページから8ページまでは、国勢調査や幕別町人口ビジョンなどの、統計資料を記載しております。
9ページをご覧ください。
9ページには(3)行財政の状況を。
10ページから12ページまでは、これまでの決算状況と、主要公共施設等の整備状況を記載しております。
13ページをご覧ください。

13ページでは、(4)地域の持続的発展の基本方針を定めております。

基本方針では、本計画は、第6期幕別町総合計画における、まちづくりの理念に基づくとともに、北海道総合計画の協調性を重視するとすること。基幹産業である農業の振興に加え、観光の振興を地域の持続的発展につなげていくこと。また、地域づくり、人づくりを進めるには、ハード整備がもとより、ソフト事業の充実が求められ、地域間交流や住民参加の機会を、活発化することなどを定めております。

次に、(5)地域の持続的発展のための基本目標については、本計画の推進に当たり、先に説明いたしました、基本方針を踏まえ、年少人口及び生産年齢人口の減少。老年人口の占める割合の抑止を図り、人口ビジョンの推計を下回る減少率にとどめることを目指すこととしております。

次に(6)計画の達成状況の評価に関する事項については、人口の推移と財政状況を分析しながら、計画全体の進行管理を行うとともに、その評価結果について公表をして参ります。14ページになりますが、(7)計画期間については、令和8年4月1日から法の失効期限であります13年3月31日までの5年間とするものであります。

次に(8)公共施設等総合管理計画等の整合につきましても、(5)の基本目標を念頭に、公共施設等総合管理計画の目標を踏まえ、計画的な点検診断の実施や、長寿命化を図りながら、適正な施設管理を実施するものとしております。

15ページをご覧ください。

この計画以降、42ページまでは、施策区別に現況と問題点。その対策及び計画などを記載しており、計画に記載している事業において、ハード整備事業が計画されている場合は、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を記載しております。

また、計画に記載しております事業は、幕別町総合計画の令和8年度から10年度を対象とする3カ年実施計画に盛り込まれた事業を基本とし、実施年度は未定ですが、令和12年度までの、当該計画の計画期間内において実施する予定がある事業についても、あわせて記載をしております。

初めに、2、移住定住、地域間交流の促進、人材育成であります。

(1)現況と問題点については、地域資源を最大限に活用した地域の魅力の向上を図るとともに、生活環境の整備と移住定住促進活動。地域間交流の推進の必要性などを記載しております。

(2)はその対策。

(3)の計画は、この施策区分では、過疎対策事業債を活用して実施する事業を記載しております。

なお、計画の左から2列目、事業名欄にあります。過疎地域持続的発展特別事業につきましては、この政策区分におけるソフト事業を示しており、ここでは、商店街活性化店舗開店等支援事業と、次のページになりますが、小学生国内研修事業を掲載しております。

以降、各施策区分の説明については、(1)現況と問題点を中心に概要を説明をいたします。

17ページをご覧ください。

3、産業の振興の(1)現況と問題点であります。

①農林業の振興では、飼料価格等の高騰や経営形態の大規模化による投資費用が増加している現状において、生産基盤の充実を初め、農作業の効率化による経営の強化や、生産性の向上を図るための農業経営の支援。

また、国際市場に対応できる農畜産物の生産を目指すことの必要性を記載しております。

②地場産業の振興と企業の誘致対策及び起業の促進では、基幹産業である農業の6次産業化の推進を、企業誘致については豊富な地域特性と通信技術を生かした、サテライトオフィスやテレワークといった新たな企業及び人材を誘致することの必要性を記載しております。

③商業の振興では、消費拡大に向けた商業活動や後継者の育成を、④の観光またはレクリエーションでは、通過型から滞在型への転換に向けた、観光施設の充実と、地域資源を生かした体験型観光の推進について記載しております。

19ページから22ページまでは、当該施策区分の対策と計画を記載しております。

22ページの下段をご覧ください。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合につきましては、先にご説明いたしました施策区分別に、ハード整備事業が計画されているものに対して、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を記載しております。

24ページをご覧ください。

4、地域における情報化の(1)現況と問題点であります。光回線等のデジタル通信網の整備条項と、観光エリア内での公衆無線LANの必要性を記載しております。

(2)その他の対策として、公共施設等のインターネット環境の整備促進を記載しておりますが、現時点において、3カ年実施計画に盛り込まれた事業はないことから、の計画は記載しておりません。

25ページをご覧ください。

5、交通施設の整備、交通手段の確保の(1)現況と問題点であります。

①道路の整備では、町道の舗装化や2次改修を、②の交通の整備では、路線バスの運行維持や、地域内公共交通の検討を記載しております。

以降、26ページまでは当該施策区分のその対策と計画。公共施設等総合管理計画との整合を記載しております。

27ページをご覧ください。

6、生活環境の整備の(1)現況と問題点であります。

①水道から、⑥消防防災までは、水道及び下水道施設、ごみ処理施設、公共公営住宅など、それぞれの整備の必要性について、以降29ページまでは、当該施策区分のその対策と計画、公共施設等総合管理計画等の整合を記載しております。

30ページをご覧ください。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(1)現況と問題点であります。

子育て家庭や高齢者等に対し、町の各種計画に基づき保健医療福祉の関係機関が連携し、ニーズに即したきめ細やかな、サービスを総合的に提供できる体制づくり環境づくりの必要性を記載しております。

以降、33ページまでは当該施策区分のその対策と計画、公共施設等総合管理計画等の整合を記載しております。

34ページをご覧ください。

8、医療の確保の(1)現況と問題点であります。

本地域の医療機関である、忠類診療所、忠類歯科診療所の施設整備及び地域医療体制の確保の必要性を記載しております。

以降、当該施策区分の対策と計画、公共施設等総合管理計画等の整合を記載しております。

35ページをご覧ください。

9 教育の振興の(1)現況と問題点であります。

①学校教育の振興ではスクールバスの更新や小中学校教職員住宅の計画的な改修、教育活動におけるICT環境の構築と、デジタル機器の積極的な活用及び給食センターの整備更新について。また、②生涯学習の推進では、コミュニティセンターなど施設の整備と、生涯学習機会の提供の必要性を記載しております。

以降、37ページまでは当該施策区分のその対策と計画、公共施設等総合管理計画等の整合を記載しております。

38ページをご覧ください。

10、集落の整備の(1)現況と問題点であります。

忠類地域の人口がこの20年で500人以上減少している状況に触れ、地域コミュニティの維持と定住促進に向けた取り組みの必要性を記載しております。

以降、当該施策区分のその対策と計画を記載しております。

39ページをご覧ください。

11、地域文化の振興等の(1)現況と問題点であります。

ナウマン象記念館の魅力向上や郷土愛を醸成する取り組みの支援について記載しております。以降、施策区分の、その対策と計画公共施設等総合管理計画等の整合を記載しております。

40ページをご覧ください。

12、再生可能エネルギーの利用の促進の(1)現況と問題点では、地域の自然環境の保護や、バイオマスエネルギーの検討の必要性を記載しております。

(2)のその他の対策では、省エネルギー再生可能エネルギーの推進を記載しておりますが、現時点において、3カ年実施計画に盛り込まれた事業がないことから、(3)の計画は記載しておりません。

41ページをご覧ください。

13、その他、地域の持続的発展に関し必要な事項の(1)現況と問題点であります。

地域資源等を活用したイベントや地域住民の活動の支援の必要性を記載しております。

以降、42ページまでは、当該施策分のその対策と計画を記載しております。

43ページ以降50ページまでは、過疎地域持続的発展特別事業、いわゆるソフト事業の再掲であります。

次にお配りしております資料、幕別町過疎地域持続的発展市町村、市町村計画事業一覧をご覧ください。

こちらは当該計画に盛り込んでおります事業の一覧表でございます。

表の右側、新規事業欄については、今回の計画から新たに記載した事業に、丸印をつけております。

以上が幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の概要であります。

なお、この計画に記載し、事業を実施する際に発行が認められる過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70パーセントが交付税で措置されるものであります。

この財政上の優遇措置を最大限に活用できるよう適時、策定後の計画内容を見直し、地域の一層の振興に取り組んで参りたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） この事業忠類というのは、とても伸びしろがあるところだなと期待はしているところですが、この中に学校の魅力化を書くと山村留学とか、そういった手法も定住促進、あとは住民票を移さない方も入学できるような方法も取って、小学校の魅力化というのもやはり家族連れを呼ぶというところで、重要なポイントになるかと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒） 山村留学などの学校の魅力化に向けた取り組みということでございます。今日、教育委員会がないですけれども、山村留学につきましては、都市部のお子さんが、忠類地域に山村地域に来て、生活を送りながら学校を生活していくというようなものでございます。これについては今、必要性についてというところも含めて、どういった形で学校の魅力を高めていくかということは検討していかなければいけないなというところありますけれども、事業化している部分ではないので、今回、過疎計画に盛り込んでいるものはないですけれども、今後検討していく中で、どういった形で人を呼び込んでくるかという部分だとは思いますが、移住定住に繋がる取り組みの一つとして、検討していくことになれば、例えば3カ年計画、実施計画の中で検討して、実施、事業化ということになれば、過疎計画の方に変更して取り組んでいくということになるかなと思うのですが、現時点では、事業化ということについてはしておりません。

○委員長（荒 貴賀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 山村留学という名前を使ってしまったので限定されるので、難しい部分はありますけれども、やはり宇宙関係のところも未知数でありますけれども、大樹町なんかはかなり動きが出ているといったところなので、小学校の魅力化で、その分忠類に居を構えてという方も増えることは期待はできると思うので、やはり、小学校の魅力化によって人が集まるという成功例は結構ありますので、その辺もやはり、すぐにとは行かないまでも取り組んで、その辺も重要なかなと思います。その辺の見解をお願いいたします。

○委員長（荒 貴賀） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡 健） ただいまの件についてですが、やはり忠類地域は、これからそういった宇宙関連の関係もありまして、いかに人が移住、定住できるかというところを今後検討していかなければいけないという状況もありますし、状況が状況でまだそういった状況にも今のところなっていないというところもあります。確かに言われております、小学校の魅力化というのもやはり一つの移住のきっかけになるのではないかなと思っているところでもあります。今後そういった移住定住に向けた、政策の中で展開をしていく場合には、そういったことも考えながらですね、進めていきたいというふうには考えているところがございます。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

なければ、議案第30号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号について、各委員のご意見を伺いたと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 文化交流センターのいわゆる運用面のところが、各議員も私もそうですけど、人気になっていて一般質問も多いと思っているので、何かそのあたりが今後、またさらに町も詰めてくるのでしょうかけれども、その辺の情報共有が今後もできればなというふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） 8月に向けてきっとこれから規則が作られてくるのだと思うので、そこでまた委員会として説明がいただけるように調整を図っていきいたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

他にご意見ある方はいらっしゃいますか。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様からご意見等ありますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 初めての条例ということで、戸惑いがないわけではありません。ただ、スタートするという点では、まずはここから始めて、そしてこれからの運用のあり方、管理そのものも指定管理になればいいんですけど、まだそういう見通しもないので、スタートとしてのこの条例は、私自身は受けとめてよしとした上で、今後、小田委員からもありましたけれども、必要に応じて、委員会でも調査研究の機会をいただいて、そしてより肉付けをしていくという考えであります。従って、初期の提案としては認めたいというふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） 他にご意見等はございますか。

よろしいですかね。

(なしの声あり)

○委員長（荒 貴賀） なければ、議案第18号に対する意見は以上で終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長（荒 貴賀） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号、幕別町アイヌ文化交流センター条例は原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。
従って本件は原案通り可決いたしました。
次に、議案第30号について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。
ご意見のある方、挙手をお願いいたします。
中橋委員。
- 委員（中橋友子） 5カ年計画であるとしながらも膨大な内容でありまして、いわば、本町においては、第5期総合計画の小型版のような意味合いを受けました。しかし、目的としては、この計画を設定することによる、いわば過疎債の充当ということで、今後の財政運営に大変重要なことでもありますので、そこをもってして認めていきたいと思えます。
- 委員長（荒 貴賀） 他にご意見のある方、いらっしゃいますか。
（なしの声あり）
- 委員長（荒 貴賀） なければ、議案第30号に対する意見は以上で終了いたしたいと思います。
よろしいですか。
（はいの声あり）
- 委員長（荒 貴賀） これから討論を行います。
討論はありませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（荒 貴賀） 討論なしと認めます。
これより採決を行いたいと思えます。
議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案の通り決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。
従って本件は原案の通り可決いたしました。
以上で付託された議案第18号及び議案第30号の審査を終わりましたので、議長宛に提出する委員会報告につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思います
が、これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（荒 貴賀） 異議がないようですので、そのように諮らせていただきたいと思います。
以上で本委員会のインターネット中継を終了いたします。

（審査終了 16:00）